資料

令和８年度

第２回上尾市学校給食運営委員会

議 題 資 料

報告事項１

令和７年度小中学校給食運営状況について

1．小学校給食運営状況

① 小学校給食運営費用

歳入	予算	決算
学校給食費 徴収金	460,608,000　円	437,336,270　円
廃油売払収入	1,740,000　円	1,443,384　円
合計	462,348,000　円	438,779,654　円

※　市内小学校に通う児童の保護者の負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和 7 年 6.7 月分の学校給食費を助成しました。これにより、当該給食費相当額（学校給食費徴収金）を減額しています。

歳出	予算	決算
賄材料費	662,214,000　円	658,770,352　円
給食数		2,129,169　食
一食単価		309.4　円/食

② 小学校給食費未納状況

調定額	収納額	未納額	未納件数	納付率
444,600,920 円	437,336,270 円	7,264,650 円	1,675 件	98.3%

2. 中学校給食運営状況

① 中学校給食運営費用

歳入	予算	決算
学校給食費 徴収金	264,717,000　円	267,183,320　円
廃油売払収入	427,000　円	333,487　円
合計	265,144,000　円	267,516,807　円

※　市内中学校に通う生徒の保護者の負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和７年６・７月分の学校給食費を助成しました。これにより、当該給食費相当額（学校給食費徴収金）を減額しています。

歳出	予算	決算
賄材料費	390,074,000　円	381,076,364　円
給食数		965,657　食
一食単価		394.6　円/食

② 中学校給食費未納状況

調定額	収納額	未納額	未納件数	納付率
272,246,850 円	267,183,320 円	5,063,530 円	972 件	98.1%

協議事項１

小学校給食における非喫食者について

１　背景

令和８年４月より、国の給食費負担軽減交付金及び市独自予算により、小学校給食費の無償化を実施している。同交付金は、埼玉県市町村給食費負担軽減交付金交付要綱第２条に定めるとおり、学校給食費（食材費）の負担軽減を通じた子育て支援を目的とするものであり、個人への給付を前提とした制度ではない。

一方で、国は、やむを得ず給食を喫食できない児童等への代替的支援については、学校設置者の判断に委ねるとされている。

このようなことから、本市においては、非喫食者への対応について、制度趣旨及び公平性を踏まえ検討を進めているところである。

２　学校給食運営委員会（５月２９日）における主な意見

（１）給付の妥当性に関する意見

論点	内容
制度趣旨	学校給食への補助であり、保護者への給付には制度上の違和感があるとの意見があった。
公平性	無償化の中で、喫食していない家庭に現金給付を行うことは不公平感を生じさせるとの指摘があった。
目的の変質	給付目的が変質するおそれがあるため、慎重な検討が必要との意見があった。
運用負担	届出の有無や期間区分を明確化しないと管理が困難となるとの意見があった。
事務費	給付を行う場合、振込手数料等の事務費が別途必要となり、補助金以外の財源を要するとの指摘があった。

（２）やむを得ない事情への配慮に関する意見

論点	内容
代替食負担	アレルギー等により喫食できない場合、家庭で代替食を準備する負担が生じているとの意見があった。
不登校児	登校可能性の確保や起算日の不明確さから喫食実態の把握が困難であり、給付よりも「いつ来ても給食が食べられる環境整備」が重要との意見があった。
登校支援との整合性	給食停止が増加すると、相談室登校・サポートルーム等の登校支援との方針が矛盾し、現場の混乱を招く可能性があるとの指摘があった。
線引き	好き嫌い等による弁当持参と区別し、やむを得ない事情に限定すべきとの意見があった。
不適切利用の懸念	「食べなければ補助が出る」となると、補助目的で給食停止を選択する家庭が増加する可能性があるとの意見があった。

３　論点整理

（１）制度趣旨との整合性

給食費負担軽減交付金は、国から明示されているとおり、学校給食の食材費への支援であり、保護者へ個人に対する給付を自治体が代理で受領するものではない。したがって、非喫食者への給付を行う場合には、制度趣旨を逸脱しないよう対象を限定し、目的を明確化する必要がある。

（２）公平性の確保

喫食している児童と、やむを得ず喫食できない児童の負担の公平性を確保する必要がある。特に、家庭の判断による弁当持参と区別し、「やむを得ない事情」に限定することが求められる。

（３）運用可能性

喫食実態の把握方法、届け出の要否、起算日の設定、一部停止（牛乳等）の扱い、不登校児の扱い等について、学校現場の負担を最小限としつつ、客観的に判断できる仕組みが求められる。

４　市としての方向性（案）

（１）給付対象

次のいずれかに該当し、本支援は、登校している児童であって、やむを得ない事情により恒常的に給食の全部又は一部を喫食できず、家庭で代替食を準備している場合を対象とするものとする。

- 医師の診断に基づく重度アレルギー
- 宗教上の理由
- 医療的ケア等により特定食材を恒常的に除去する必要がある場合

【不登校児童への対応について】

不登校児童については、登校可能性の確保及び喫食実態の客観的把握の難しさから、現時点では金銭支給の対象外とする方向で整理する。

これは支援の除外を目的とするものではなく、相談室登校やサポートルーム等において「少しでも登校できた際に、いつでも温かい給食が食べられる居場所と体制」を維持・確保することを最優先とする教育的配慮に基づくものである

（２）給付額

区分	内容
全部停止	給食費負担軽減交付金上限額 5,200 円／月とする。
牛乳・その他飲料停止	給食費負担軽減交付金上限額から飲料代 1,000 円を差し引いた 4,200 円／月とする。
牛乳・その他飲料以外停止	飲料代 1,000 円／月とする。

（３）申請・認定方法

- 学校給食の全部又は一部の提供を停止していること。
- 学校給食費の未納がないこと
- 生活保護を受給していないこと
- 学校で喫食実態を把握してもらい、ひと月単位での支給とし、日割り計算での支給はしないものとする。
- ４月に遡っての適用とするが、転入などにより月途中の申請の際には、申請月の翌月から支給するものとする。
- 医師意見書等の提出を求め、客観性を確保する。
- 宗教上の理由による場合には、申請書とは別に、申出書（例：宗教名や食べられないものを記載）の提出を求めるものとする。
- 届け出は、年度単位とする。

（４）制度趣旨との整合性の確保

本支援は、医師の診断に基づく食物アレルギーその他の疾病又は宗教上の理由により、やむを得ず給食を利用できない児童の昼食確保に必要な代替的支援であるとの位置付けを明確にする。

制度趣旨に沿って対象や支援の目的、範囲を明確化することで、公平性と透明性を確保した運用とする。

５　今後の進め方

- 非喫食者への支援に係る事業費について、令和８年度１２月議会において補正予算を計上する。
- 補正予算と合わせて、要綱の制定、支援の目的、対象、給付額、申請方法等を明確化するため、市として非喫食者支援要綱を制定する。

協議事項２

令和９年度小中学校給食実施計画（案）について

令和9年度　小学校給食実施計画表（案）

| 日 | 4月 | | | 5月 | | | 6月 | | | 7月 | | | 8月 | | | 9月 | | | 10月 | | | 11月 | | | 12月 | | | 1月 | | | 2月 | | | 3月 | | | 日 |
|---|
| 1 | 木 | | | 土 | | | 火 | | ① | 木 | | ① | 日 | | | 水 | 2学期始業式 | | 金 | | ① | 月 | | ① | 水 | | ① | 土 | 元 | | 火 | | ① | 水 | | ① | 1 |
| 2 | 金 | | | 日 | | | 水 | | ② | 金 | | ② | 月 | | | 木 | 2学期給食開始日 | ① | 土 | | | 火 | | ② | 木 | | ② | 日 | | | 水 | | ② | 木 | | ② | 2 |
| 3 | 土 | | | 月 | 憲法記念日 | | 木 | | ③ | 土 | | | 火 | | | 金 | | ② | 日 | | | 水 | 文化の日 | | 金 | | ③ | 月 | | | 木 | | ③ | 金 | | ③ | 3 |
| 4 | 日 | | | 火 | みどりの日 | | 金 | | ④ | 日 | | | 水 | | | 土 | | | 月 | | ② | 木 | | ③ | 土 | | | 火 | | | 金 | | ④ | 土 | | | 4 |
| 5 | 月 | | | 水 | こどもの日 | | 土 | | | 月 | | ③ | 木 | | | 日 | | | 火 | | ③ | 金 | | ④ | 日 | | | 水 | | | 土 | | | 日 | | | 5 |
| 6 | 火 | | | 木 | | ① | 日 | | | 火 | | ④ | 金 | | | 月 | | ③ | 水 | | ④ | 土 | | | 月 | | ④ | 木 | | | 日 | | | 月 | | ④ | 6 |
| 7 | 水 | | | 金 | | ② | 月 | | ⑤ | 水 | | ⑤ | 土 | | | 火 | | ④ | 木 | | ⑤ | 日 | | | 火 | | ⑤ | 金 | | | 月 | | ⑤ | 火 | | ⑤ | 7 |
| 8 | 木 | 入学式/1学期始業式 | | 土 | | | 火 | | ⑥ | 木 | | ⑥ | 日 | | | 水 | | ⑤ | 金 | | ⑥ | 月 | | ⑤ | 水 | | ⑥ | 土 | | | 火 | | ⑥ | 水 | | ⑥ | 8 |
| 9 | 金 | | | 日 | | | 水 | | ⑦ | 金 | | ⑦ | 月 | | | 木 | | ⑥ | 土 | | | 火 | | ⑥ | 木 | | ⑦ | 日 | | | 水 | | ⑦ | 木 | | ⑦ | 9 |
| 10 | 土 | | | 月 | | ③ | 木 | | ⑧ | 土 | | | 火 | | | 金 | | ⑦ | 日 | | | 水 | | ⑦ | 金 | | ⑧ | 月 | 成人の日 | | 木 | | ⑧ | 金 | | ⑧ | 10 |
| 11 | 日 | | | 火 | | ④ | 金 | かがやキッズDAY | | 日 | | | 水 | 山 | | 土 | | | 月 | スポーツの日 | | 木 | | ⑧ | 土 | | | 火 | 3学期始業式 | | 金 | 建国記念の日 | | 土 | | | 11 |
| 12 | 月 | 1学期給食開始日 | ① | 水 | | ⑤ | 土 | | | 月 | | ⑧ | 木 | | | 日 | | | 火 | | ⑦ | 金 | | ⑨ | 日 | | | 水 | 3学期給食開始日 | ① | 土 | | | 日 | | | 12 |
| 13 | 火 | | ② | 木 | | ⑥ | 日 | | | 火 | | ⑨ | 金 | | | 月 | | ⑧ | 水 | | ⑧ | 土 | | | 月 | | ⑨ | 木 | | ② | 日 | | | 月 | | ⑨ | 13 |
| 14 | 水 | | ③ | 金 | | ⑦ | 月 | | ⑨ | 水 | | ⑩ | 土 | | | 火 | | ⑨ | 木 | | ⑨ | 日 | 県民の日 | | 火 | | ⑩ | 金 | | ③ | 月 | | ⑨ | 火 | | ⑩ | 14 |
| 15 | 木 | | ④ | 土 | | | 火 | | ⑩ | 木 | 1学期給食終了日 | ⑪ | 日 | | | 水 | | ⑩ | 金 | | ⑩ | 月 | | ⑩ | 水 | | ⑪ | 土 | | | 火 | | ⑩ | 水 | | ⑪ | 15 |
| 16 | 金 | | ⑤ | 日 | | | 水 | | ⑪ | 金 | | | 月 | | | 木 | | ⑪ | 土 | | | 火 | | ⑪ | 木 | | ⑫ | 日 | | | 水 | | ⑪ | 木 | | ⑫ | 16 |
| 17 | 土 | | | 月 | | ⑧ | 木 | | ⑫ | 土 | | | 火 | | | 金 | | ⑫ | 日 | | | 水 | | ⑫ | 金 | | ⑬ | 月 | | ④ | 木 | | ⑫ | 金 | | ⑬ | 17 |
| 18 | 日 | | | 火 | | ⑨ | 金 | | ⑬ | 日 | | | 水 | | | 土 | | | 月 | | ⑪ | 木 | | ⑬ | 土 | | | 火 | | ⑤ | 金 | | ⑬ | 土 | | | 18 |
| 19 | 月 | | ⑥ | 水 | | ⑩ | 土 | | | 月 | 海の日 | | 木 | | | 日 | | | 火 | | ⑫ | 金 | | ⑭ | 日 | | | 水 | | ⑥ | 土 | | | 日 | | | 19 |
| 20 | 火 | | ⑦ | 木 | | ⑪ | 日 | | | 火 | 1学期終業式 | | 金 | | | 月 | 敬老の日 | | 水 | | ⑬ | 土 | | | 月 | | ⑭ | 木 | | ⑦ | 日 | | | 月 | 春分の日 | | 20 |
| 21 | 水 | | ⑧ | 金 | | ⑫ | 月 | | ⑭ | 水 | | | 土 | | | 火 | | ⑬ | 木 | | ⑭ | 日 | | | 火 | | ⑮ | 金 | | ⑧ | 月 | | ⑭ | 火 | 3学期給食終了日 | ⑭ | 21 |
| 22 | 木 | | ⑨ | 土 | | | 火 | | ⑮ | 木 | | | 日 | | | 水 | | ⑭ | 金 | | ⑮ | 月 | | ⑮ | 水 | 1学期給食終了日 | ⑯ | 土 | | | 火 | | ⑮ | 水 | | | 22 |
| 23 | 金 | | ⑩ | 日 | | | 水 | | ⑯ | 金 | | | 月 | | | 木 | 秋分の日 | | 土 | | | 火 | 勤労感謝の日 | | 木 | | | 日 | | | 水 | 天皇誕生日 | | 木 | 卒業証書授与式 | | 23 |
| 24 | 土 | | | 月 | | ⑬ | 木 | | ⑰ | 土 | | | 火 | | | 金 | | ⑮ | 日 | | | 水 | | ⑯ | 金 | 2学期終業式 | | 月 | | ⑨ | 木 | | ⑯ | 金 | 3学期修了式 | | 24 |
| 25 | 日 | | | 火 | | ⑭ | 金 | | ⑱ | 日 | | | 水 | | | 土 | | | 月 | | ⑯ | 木 | | ⑰ | 土 | | | 火 | | ⑩ | 金 | | ⑰ | 土 | | | 25 |
| 26 | 月 | | ⑪ | 水 | | ⑮ | 土 | | | 月 | | | 木 | | | 日 | | | 火 | | ⑰ | 金 | | ⑱ | 日 | | | 水 | | ⑪ | 土 | | | 日 | | | 26 |
| 27 | 火 | | ⑫ | 木 | | ⑯ | 日 | | | 火 | | | 金 | | | 月 | | ⑯ | 水 | | ⑱ | 土 | | | 月 | | | 木 | | ⑫ | 日 | | | 月 | | | 27 |
| 28 | 水 | | ⑬ | 金 | | ⑰ | 月 | | ⑲ | 水 | | | 土 | | | 火 | | ⑰ | 木 | | ⑲ | 日 | | | 火 | | | 金 | | ⑬ | 月 | | ⑱ | 火 | | | 28 |
| 29 | 木 | 昭和の日 | | 土 | | | 火 | | ⑳ | 木 | | | 日 | | | 水 | | ⑱ | 金 | | ⑳ | 月 | | ⑲ | 水 | | | 土 | | | 火 | | ⑲ | 水 | | | 29 |
| 30 | 金 | | ⑭ | 日 | | | 水 | | ㉑ | 金 | | | 月 | | | 木 | | ⑲ | 土 | | | 火 | | ⑳ | 木 | | | 日 | | | | | | 木 | | | 30 |
| 31 | | | | 月 | | ⑱ | | | | 土 | | | 火 | | | | | | 日 | | | | | | 金 | | | 月 | | ⑭ | | | | 金 | | | 31 |
| | 14回 | | | 18回 | | | 21回 | | | 11回 | | | 0回 | | | 19回 | | | 20回 | | | 20回 | | | 16回 | | | 14回 | | | 19回 | | | 14回 | | | |

学校閉庁（8月）　学校閉庁（12月）　学校閉庁（1月）

計　186回

※ 献立作成数　186回

※ 給食が実施できる回数　182回 まで　（献立作成数から、開校記念日・運動会・校外学習・学校公開日の振替休日、就学時健診などの4回を除いた回数で、月曜から金曜までの給食実施回数です。）

【注】給食開始日・給食終了日のルールについて（日にちの数え方→学校開校日を数える（土日・祝日は数えない））

①**給食開始日**→入学式・1学期始業式の2日後（中1日空ける）、2・3学期始業式の翌日

②**給食終了日**→終業式の2日前（中1日空ける）、修了式の3日前（中2日空ける）

令和9年度　中学校給食実施計画表

R8.7.30

日	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		日
1	木		土		火		木		日		水	2学期始業式	金	①	月	①	水	①	土	元日	火	①	水	①	1
2	金		日		水	②	金	②	月		木	給食開始	土	①	火	②	木	②	日		水	②	木	②	2
3	土		月	憲法記念日	木	③	土		火		金		日	②	水	文化の日	金	③	月		木	③	金	③	3
4	日		火	みどりの日	金	④	日		水		土		月	②	木	③	土		火		金	④	土		4
5	月		水	こどもの日	土		月	③	木		日		火	③	金	④	日		水		土		日		5
6	火		木	①	日		火	④	金		月		水	④	土		月	④	木		日		月	④	6
7	水		金	②	月	⑤	水	⑤	土		火		木	⑤	日		火	⑤	金		月	⑤	火	⑤	7
8	木	入学式 1学期始業式	土		火	⑥	木	⑥	日		水		金	⑥	月	⑤	水	⑥	土		火	⑥	水	⑥	8
9	金		日		水	⑦	金	⑦	月		木		土		火	⑥	木	⑦	日		水	⑦	木	⑦	9
10	土		月	③	木	⑧	土		火		金		日		水	⑦	金	⑧	月	成人の日	木	⑧	金	⑧	10
11	日		火	④	金	かがやキッズDAY	日		水	山の日	土		月	スポーツの日	木	⑧	土		火	3学期始業式	金	建国記念の日	土		11
12	月	給食開始日 ①	水	⑤	土		月	⑧	木		日		火	⑦	金	⑨	日		水	給食開始日 ①	土		日		12
13	火	②	木	⑥	日		火	⑨	金		月		水	⑧	土		月	⑨	木	②	日		月	⑨	13
14	水	③	金	⑦	月	⑨	水	⑩	土		火		木	⑨	日	県民の日	火	⑩	金	③	月	⑨	火	⑩	14
15	木	④	土		火	⑩	木	給食終了日 ⑪	日		水		金	⑩	月	⑩	水	⑪	土		火	⑩	水	卒業証書授与式	15
16	金	⑤	日		水	⑪	金		月		木		土	⑪	火	⑪	木	⑫	日		水	⑪	木	⑪	16
17	土		月	⑧	木	⑫	土		火		金		日	⑫	水	⑫	金	⑬	月	④	木	⑫	金	⑫	17
18	日		火	⑨	金	⑬	日		水		土		月	⑪	木	⑬	土		火	⑤	金	⑬	土		18
19	月	⑥	水	⑩	土		月	海の日	木		日		火	⑫	金	⑭	日		水	⑥	土		日		19
20	火	⑦	木	⑪	日		火	1学期終業式	金		月	敬老の日	水	⑬	土		月	⑭	木	⑦	日		月	春分の日	20
21	水	⑧	金	⑫	月	⑭	水		土		火		木	⑭	日		火	⑮	金	⑧	月	⑭	火	給食終了日 ⑬	21
22	木	⑨	土		火	⑮	木		日		水		金	⑮	月	⑮	水	給食終了日 ⑯	土		火	⑮	水		22
23	金	⑩	日		水	⑯	金		月		木	秋分の日	土		火	勤労感謝の日	木		日		水	天皇誕生日	木		23
24	土		月	⑬	木	⑰	土		火		金		日	⑮	水	⑯	金	2学期終業式	月	⑨	木	⑯	金	3学期修了式	24
25	日		火	⑭	金	⑱	日		水		土		月	⑯	木	⑰	土		火	⑩	金	⑰	土		25
26	月	⑪	水	⑮	土		月		木		日		火	⑰	金	⑱	日		水	⑪	土		日		26
27	火	⑫	木	⑯	日		火		金		月		水	⑱	土		月		木	⑫	日		月		27
28	水	⑬	金	⑰	月	※	水		土		火		木	⑲	日		火		金	⑬	月	⑱	火		28
29	木	昭和の日	土		火	※	木		日		水		金	⑳	月	⑲	水		土		火	⑲	水		29
30	金	⑭	日		水	※	金		月		木		土		火	⑳	木		日				木		30
31			月	⑱			土		火				日				金		月	⑭			金		31
給食回数	14回		18回		※18回		11回		0回		※16回		20回		20回		16回		14回		19回		13回		合計179回

※総合体育大会が3日間実施される予定。日程は未定のため、計画上給食を実施しない仮の日を設けています。

※新人体育大会が3日間実施される予定。日程は未定のため、計画上給食を実施しない仮の日を設けています。

※献立作成数…179回　※各学校の給食が実施できる回数は、177回までとします。（献立作成数から、開校記念日・体育祭などの2回を除いた回数(3年生卒業後は該当しません)で月曜から金曜までの給食実施回数です。）

※総合体育大会・新人体育大会・卒業証書授与式については、給食の実施なし。

※給食開始日・給食終了日のルールは以下①、②のとおり。（日にちの数え方→学校開校日を数える。（土日・祝日は数えない））

①給食開始日→1学期は入学式の2日後（中1日空ける）、2・3学期は始業式の翌日　②給食終了日→終業式の2日前（中1日空ける）、修了式の3日前（中2日空ける）

令和８年度における学校給食食材費について

○食材費１食単価の推移（実績）

単位：円

会計区分		学校会計		公会計			
年度		令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８ 一学期
小学校	実績	２５４	３０１	２８２	２９８	３０９	３１６
	保護者負担額	２５０	２５０	２７０	２７０	２７０	０
中学校	実績	３１９	３４８	３６４	３７２	３９４	３９３
	保護者負担額	３１０	３１０	３１０	３１０	３１０	１５０

【課題】

・エネルギー価格・人件費等の上昇や米価格の高止まりにより、食材費は引き続き高止まり、もしくは、上昇見込み。
・ここ数年は想定以上に物価が高騰しており、限られた予算内でこれまで通りの献立作成が難しくなっている。
・学校給食費については、給食の質を維持するため、これまでも段階的に改定を行ってきたが、令和元年度の小学校 4,300 円・中学校 5,200 円に対し、令和 8 年度は小学校 5,400 円・中学校 6,650 円となり、それぞれ 1,100 円・1,450 円の増額となっている。（保護者負担分は据え置き）このような状況の中、来年度以降も、更なる増額をしていくことが、給食費として適正かどうかの観点での検討も必要。

○令和９年度予算要求単価（案）

国が公表している消費者物価指数を基に算出

	予算要求単価（案）
小学校	３４０円
中学校	４２０円